

令和8年10月16日

旅客船の輸送の安全確保に関する命令^注書を発出しました

令和8年7月27日に、有限会社笠岡フェリーが一般旅客定期航路事業により運航する「第貳拾八大福丸」が、笠岡市北木島付近を航行中に漁船と衝突する事故を惹起したことを受けて、同日及び同年8月5日に、中国運輸局及び岡山運輸支局水島海事事務所の運航労務監理官が、海上運送法に基づく検査を実施したところ、海上運送法等関係法令及び安全管理規程に違反する事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書を発出しましたので、お知らせいたします。

注：輸送の安全確保に関する命令：国土交通省海事局長通達「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号）によって違反点数制度による処分基準が定められている。違反点数の累計が16点以上となった場合は、原則海上運送法第19条第2項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する命令書発出等の行政処分となる。

記

1. 発出年月日

令和8年10月15日

2. 対象事業者

事業者の名称：有限会社笠岡フェリー

事業者の住所：岡山県笠岡市一番町5番地18

代表者の氏名：代表取締役 河本 和也

3. 命令の内容及び違反点数

以下について講じた具体的措置を、令和8年11月14日までに、文書により報告すること。

- (1) 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第57条第4項に基づき、輸送の安全を確保するための措置その他輸送の安全に関わる情報を外部に対して公表すること。【1点】
- (2) 安全統括管理者は、海上運送法施行規則第19条の2の2第2項に基づき、毎事業年度の経過後100日以内に、輸送の安全に関わる情報を中国運輸局長に報告すること。【1点】
- (3) 経営トップは、関係法令及び安全管理規程の遵守違反に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。【1点】
- (4) 経営トップは、安全管理規程第6条第1項に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を、社内へ周知すること。【1点】
- (5) 経営トップは、安全管理規程第7条第1項に基づき、安全方針に沿って具体的な施策を実現するための安全重点施策を策定し、実施すること。【1点】
- (6) 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。【2点】
- (7) 運航管理者は、安全管理規程第18条第1項に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。【2点】
- (8) 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画を作成又は改定する場合に、作業の安全確保上必要と認められる事項等について、その安全性を検討すること。【1点】
- (9) 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第5条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を航海日誌等に記録すること。【2点】
- (10) 運航管理者は、安全管理規程第32条及び作業基準第2条に基づき、陸上従業員の中から陸上作業員を指名するとともに、作業基準に則った陸上作業を適切に実施できるよう、作業体制を確保すること。【1点】
- (11) 船内作業員は、安全管理規程第34条及び作業基準第11条第1項に基づき、すべての自動車について車止めを施すこと。
また、運航管理補助者・陸上作業員は、安全管理規程第34条及び作業基準第14条第2項に基づき、船舶の着岸時に、迅速、確実に綱取作業を実施すること。【1点】
- (12) 船長は、安全管理規程第36条及び第41条第1項に基づき、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等点検した結果を点検簿に記録すること。【5点】

- (13) 船内巡視員は、安全管理規程第37条第3項に基づき、船内巡視の結果を巡視記録簿に記録すること。【1点】
- (14) 安全統括管理者等は、安全管理規程第39条第1項に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。【2点】
- (15) 運航管理者は、安全管理規程第42条に基づき、係留施設、乗降用施設、転落防止施設等について点検した結果を陸上施設点検簿に記録すること。【1点】
- (16) 運航管理者は、安全管理規程第51条第1項及び第54条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について具体的な安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。【2点】
- (17) 運航管理者は、安全管理規程第52条及び第54条に基づき、法令に定める操練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。【2点】
- (18) 内部監査を行う者は、安全管理規程第55条第1項に基づき、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うこと。【1点】
- (19) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第56条第1項に基づき、安全管理規程及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けること。【1点】

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数 29点

当該事業者が付された累積違反点数 29点

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部

運航労務監理官 中林、三谷、松枝

TEL: 082-228-8708

岡山運輸支局水島海事事務所

運航労務監理官 渡邊

TEL: 086-444-7750